

音楽の著作権市場における「アンチコモنزの悲劇」の理論・実証 及び著作権等管理事業法の政策効果

門脇 諒

一橋大学大学院 経済学研究科

要旨

本稿では日本の音楽著作権市場における「アンチコモنزの悲劇」効果及び同市場へ適用された著作権等管理事業法(2001)の政策効果を検討した。著作権等管理事業法は参入・価格規制の緩和という形で音楽著作権市場に競争を導入し、1939年に施行された仲介業務法下での日本音楽著作権者協会(JASRAC)の独占体制を変化させるものである。

一般的に音楽の著作権のように補完性(Complementarity)を有する財は、供給者が市場で協調し、財をバンドリングして一括取引させることにより供給者・需要者双方の全体利益を引き上げる事が出来る。従って市場で全体提携を成立させるインセンティブが存在する(Lerner and Tirole(2004))。然るに法改正後、非JASRAC管理の楽曲権利は一貫して大きく増加しており、全体提携からの分割が進んでいる。本稿ではこの現象を記述する理論モデルを示した。権利者が最大の提携であるJASRACから離脱するインセンティブは2つ存在する。1つは分離することにより管理団体に対する交渉力が増大する事である。音楽著作権市場は権利者と利用者を仲介するプラットフォーム(管理団体)が価格・配分ルール決定に影響を持つ二面性市場(Two-sided market)であり、独占的な管理団体の交渉力が強い事が背理にある。いま1つはJASRAC管理楽曲権利の生み出す価値に“ただ乗り”して利益を出すfree-rider-effectの享受である。更に後者の理由によって管理団体が分離した場合、市場価格が必ず上昇しアンチコモنزが発生する事を示した。また配分決定の仮定としてShapley値を用いると、市場独占度の低下によって新規参入した管理団体の利益は上昇するが、管理団体全体の利益は減少する事を示した。

これらの結果は実証分析に置いても支持された。同法は音楽著作権利用者の著作権使用料負担を上昇させ、著作権管理団体の利益を減少させた。

キーワード:アンチコモنز,規制緩和,知的財産権

1. イントロダクション

最終財についての補完性(Complementarity)とは複数の財を同時利用することにより消費者便益が上がる性質をいう。補完性を持つ財が複数の権利者によって保有されている時に生じる非効率性はHeller and Eisenberg(1998)によってTragedy of Anticommons(アンチコモنز/反共有地の悲劇)と呼ばれた。Shapiro(2001)によればア

ンチコモنزとはCournot(1838)で明らかにされた、独占価格を上回る合算価格が設定される多重独占問題と同値のものである。これは同時消費される財について複数の権利者が自己保有分以外の需要減少を考慮せず高価格を設定する事により生じるものである。アンチコモنزが特に顕著であるのは需要者が数多くの権利を同時利用する知的財産権市場である。¹また、この問題の一般的な解決策は市場での権利者間の協調である。Lerner and Tirole(2004)では特許市場について、補完性を持つ特許のバンドリング(i.e.パテントプール)は価格を通常独占の水準まで押し下げ、アンチコモنزを是正可能であることを示した。更にそうしたバンドリングは全ての権利者にとっての利益となるため市場において安定的に成立することを示した。

アンチコモنزの問題は著作権市場においても発生しうる。特に音楽著作権に關しての補完性の存在とアンチコモنزとはParisi and Depoorter(2003)等によって指摘された。音楽著作権が補完性を有する根拠は数多く存在する。例えば日本レコード協会の2013年度「音楽メディアユーザー実態調査」によれば、有料音楽配信サービスの機能について「購入・視聴できる楽曲の数が豊富である」「自分の好きなアーティストやジャンルが購入・視聴できる」事が最も音楽ユーザーにとって重視度の高い項目だった。これは事業者にとって著作権のライセンス供給を網羅的に行うことが営利上重要であることを示している。また第一興商が演歌の著作権を多く持つ徳間ジャパン・日本クラウンを買収し、通信カラオケ「JOYSOUND」を運営するエクシングに対しライセンス許諾を拒否させたいいわゆる通信カラオケ事件がある。これはJOYSOUNDのユーザーが曲目の一部である演歌を利用出来なくなるためエクシングが競争上不利になる、という事を第一興商側が見越して行ったものとされる(著作権法と独禁法委員会(2006))。そして動画共有サービス「You Tube」は著作権市場の主要なライセンサーである日本音楽著作権者協会(JASRAC)の他、新たに新規参入企業のイーライセンス・ジャパンライツクリアランスと著作権に關して包括契約を結んだ。これを後押ししたのは利用可能な楽曲とそうでない楽曲が混在している事

¹ この価格変化は、事前における権利者の知識創造インセンティブ増加と事後における利用者の利用機会減少というIPRの古典的なトレードオフと異なり双方にとって不利益となる。

に対するユーザーの強い不満であるとされている。²このように音楽著作権は全体利用による商業的メリットが大きく、強い補完性が存在すると考えられる。

日本に置いて音楽をはじめとする特定分野の著作権は仲介業務法(1939~2001)による集中管理体制が取られていた。音楽著作権に関してはJASRACが”著作権等ブルー”を事実上一団体で形成する独占体制であった。権利者が個人で権利のライセンス管理・侵害摘発を行うには禁止的なコストがかかるため、規模の経済性を享受するために特定団体が権利者から信託を受け権利を集中的に管理することには合理性があったといえる(泉(2014))。一方で近年、情報伝達技術の進歩により複数の管理団体による権利管理が可能になってきた事を受けて、仲介業務法の見直しが検討課題となった(作花(2010))。具体的には著作権審議会権利の集中管理小委員会専門部会(平6)において、JASRACの独占的管理が音楽の利用促進の阻害要因になっているとの批判、規制緩和の必要性、が主張された。そして専門部会の最終報告(平12,1月)に沿った形で著作権等管理事業法が制定された。そこでは1.管理事業者間の自由かつ公正な競争の確保2.著作権等管理事業者の利用者に対する優越的地位の濫用の防止3.著作物の利用の円滑化、が目的とされ(著作権法と独禁法委員会(2006))、具体的な措置として、信託契約約款と使用料規定の文化庁への届出を義務化する代わりに管理事業への参入が認可制から届出制へ、著作権使用料が認可制から届出制に極めて近い登録制へと変更された。

音楽著作権市場のビジネスモデルは一般的には以下のようなものである。通常、市場で流通する音楽の著作物は著作者と著作権者が異なる。著作権制度は無方式主義を採用しているため、楽曲が生産された時点で権利が著作者であるアーティスト(作曲家・作詞家等)に生じるが、財産権である著作権はマネジメント契約によりアーティストから所属するプロダクションに移転する。更に著作権は著作権契約によりプロダクションから楽曲のプロモーション活動を行う音楽出版社に移転し、最後に著作権管理委託契約により音楽出版社からJASRACを始めとする管理団体に移転する(安藤

(2011a))。管理団体は最終的な著作権者として各事業者とのライセンス契約・徴収額の分配・侵害摘発の業務を行う。

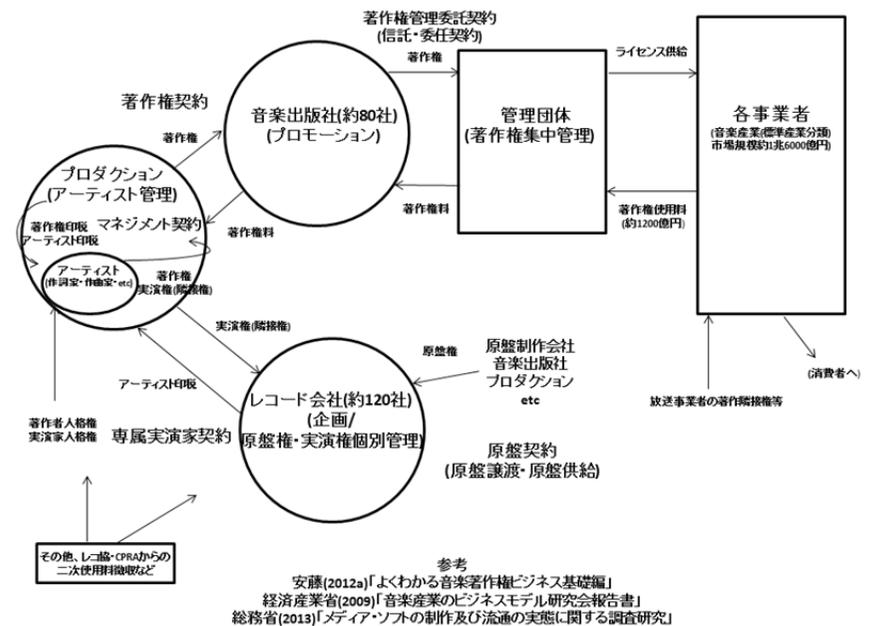


図 1:音楽著作権ビジネスモデルの概念図

”専門部会”が意図した競争効果は、管理事業に新規参入者を招来する事により利用者(ライセンシー)のライセンス契約先の選択肢を広げることである。それによりJASRACのボトルネック独占的立場を変化させ、著作権使用料の低下等を通じて楽曲の権利取引を活発化させる。同時に、権利者側が保有する権利の預け先を事業部別・支分権単位で部分選択可能になる事もこれに資すると考えられた。また川瀬(2014)によれば近年、一般社団法人著作権情報集中処理機構(CDC)の設立により複数の管理団体での権利処理が円滑化され取引コストの低下も進んでいる。

しかし前述したように音楽著作権には強い補完性が存在すると考えられる。よって従前の一団体による集中管理体制は規模の経済性の享受だけでなく、アンチコモ

² ITメディアニュース(2008年5月12日) ” JASRAC独占なぜ崩れないのか ”。

ンズを解消させる役割をも同時に果たしていた可能性がある。そうであるならば競争導入により管理団体が分離すると著作権使用料は逆に上昇するはずである。また実際に管理事業には新規参入の管理団体とそこに著作権を委託する権利者が現れた。しかし最適価格を上回るアンチコモنزの発生は権利者にとっても不利益をもたらす。そのためこれらの権利者がJASRACから分離する経済学的な理由は自明でない。本稿においてはこの行動を説明する理論モデルを定式化し、更にモデルの結果が妥当であるか、特に市場価格についてアンチコモنزが発生したかを検証する実証分析を行う。

本稿では次の2節において音楽著作権市場での取引を定式化した理論モデルを示す。続く3節において実証分析を行う。第4節において実証分析の結果を踏まえたディスカッションを行う。最後の5説でこの論文のリミテーションと、将来の研究指針について論じる。

2. 理論モデル

音楽著作権市場における取引を可能な限りシンプルなモデルにより定式化する。音楽著作権市場は泉(2014)が指摘するように権利者と利用者を仲介するプラットフォームである管理団体が価格決定の主体となる二面性市場(Two-sided market)である。権利者が預け先のプラットフォーム(管理団体)を選択し、プラットフォームが利用者に対するライセンス価格を設定する状況を考える。ここで預け先のプラットフォームが独占から複占へ変化した時に、均衡での著作権価格と管理団体・権利者の利益にどのような変化が生じるかを財の補完性に依りて検討する。

先にこのモデルの直感的な理解を述べる。プラットフォームが複占となった時に権利者がプラットフォームを変更するメリットは、プラットフォーム側のボトルネック状態が解消することによる自らの交渉力の増大である。またデメリットは競争効果による価格下落乃至アンチコモنز効果による価格上昇によって、価格が供給側にとって最適な水準である独占価格から乖離することである。権利者はこの2つの効果を比較して預け先の決定を行う。また単独で生み出せる価値が小さい著作権を

持つ権利者に関しては、そこにfree-rider-effect(Aoki and Nagaoka(2005))によるメリットが加わる。これは新規企業が既存企業の作り出す価値に“ただ乗り”してそこから追加的に価値を生み出す事により得られる利益をいう。例えばJASRACとのみ契約を結んでいるYou Tubeが新規管理団体とも契約を結ぶことによって利用者の便益は大きく拡大する。ところがその時の消費者便益の増加分は、新規管理団体の持つ権利が単独で生み出すことの出来る便益とは概念的に異なるものである。仮に単独で生み出せる価値が0であったとしても、JASRACの持つ権利が生み出した価値に新たな価値を“積み上げる”ことができる。従ってそうした権利は、単独で生み出せる価値が小さいためあるグループの中での交渉力は低いが、そのグループから離れることによってfree-rider-effectを享受する有利な立場を得ることができる。これは権利者がプラットフォームを変更しようとする強いインセンティブにつながる。そしてその時市場価格は必ず上昇する。何故ならば均衡において利用者が必ず契約する大きなグループ(ここではJASRAC)に“上乘せ”する形で価格が設定されるからである。

いま、市場に2人の権利者(権利者1,権利者2)が存在し、著作権を1つずつ保有している。第1ステージに置いて権利者1,2の順に自らの著作権を預けるプラットフォームを選択する。ここで、得た利益を権利者とプラットフォームでShapley値配分する拘束的な契約を結ぶ。第2ステージに置いてプラットフォームが著作権ライセンス価格³を設定し利用者から利益を得る。利用者 θ は $[0, A]$ に一様分布しており著作権の利用数 $n \in \{1, 2\}$ から

$$\theta + V(n)$$

の便益を得る。⁴この時の需要関数は利用者の累積分布関数を F とすると、

$$D(P - V(n)) = 1 - F(P - V(n) < \theta) \quad (1)$$

³ 現実には著作権使用料は単一価格ではないが、ここでは平均価格と解釈する。

⁴ ここで連続体の消費者を仮定するのは、消費者の支払意思額にバリエーションを持たせることにより右下がりの需要曲線を得るためである。市場に消費者が1人しかおらず、価格 θ 以上を支払わない消費者である場合、 θ 以上の市場価格が付けられることはなくアンチコモنزが発生しない。

$$= 1 - \frac{P - V(n)}{A}$$

となる。ただし P は購入される著作権使用料の合計価格である。内点解保障のため $A > V(2)$ を仮定する。また利用者は $P - V(n)$ が等しい時、著作権数の多い方を厳密に好むと仮定する。いずれも単純化のためであり本質的な仮定ではない。採用する均衡概念はサブゲーム完全均衡である。

2.1. ベンチマークケース

まず市場にプラットフォーム P の1つしか存在せず、また権利者が同質的な著作権を持つ場合を考える。全利用者に共通する著作権の価値を

$$V(1) = \alpha, V(2) = \beta = \bar{\beta}, (0 < \alpha < \beta)$$

とする。この時補完性は Lerner and Tirole (2004) に基づき、

$$p_i + p_j - \beta \leq p_j - \alpha \leftrightarrow p_i^* \leq \beta - \alpha, \quad (2)$$

$$z \equiv p_i^* = \beta - \alpha$$

と定義される。ただし添え字付きの p_i は権利者 $i, j = \{1, 2\} (i \neq j)$ が持つ著作権の価格である。(2)式は自身が持つ著作権を含まない任意の著作権の部分集合に対して、自身が持つ著作権を含むものが利用者にとって魅力的であることを要求する制約条件である。このモデルでは著作権が2つしか存在しないため、著作権を2つライセンスする事が、相手の著作権を1つライセンスすることよりも利用者にとって魅力的であることのみを要求している。補完性とは自身が保有する著作権が利用者の購入計画から外されずにどれほど高い価格を設定することが出来るかの度合いであると解釈できる。なお自身が持つ著作権が市場で取引されない時の利益は0となるが、この時各プラットフォームは $\epsilon < -$ である厳密に正の価格を設定する事により利益を引き上げることが出来る。つまり何らかのコストを仮定しない限りいずれかの著作権が取引されない結果は均衡では実現しない。⁵

⁵ 相手が $p_j > \beta - \alpha$ の行動を採る場合この制約条件は単純に $p_i < p_j$ と書けるため、これらの制約が効いている時は限界費用が $\beta - \alpha$ の同質財ベルトラン競争に類似した均衡が実現する

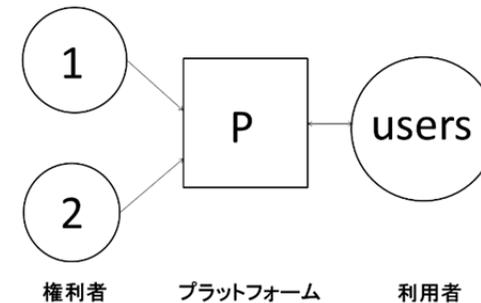


図 2: 独占プラットフォームのゲーム

このケースの第1ステージにおいて権利者の行動の集合はプラットフォーム P に権利を預けるという1点である。第2ステージに置いてプラットフォーム P は最適化問題

$$\arg. \max_P PD(P) \quad (3)$$

に直面する。

命題1

この時の均衡価格は $P = \frac{A+\beta}{2}$ であり、利得は $\frac{1}{A} \left(\frac{A+\beta}{2} \right)^2$ である。権利者(1,2)とプラットフォーム(P)への配分はそれぞれ $\frac{1}{3A} \left(\frac{A+\beta}{2} \right)^2 - \frac{1}{6A} \left(\frac{A+\alpha}{2} \right)^2, \frac{1}{3A} \left(\frac{A+\beta}{2} \right)^2 + \frac{1}{3A} \left(\frac{A+\alpha}{2} \right)^2$ となる。

権利者1,2にとってはプラットフォーム P と契約しなければ利益を得ることが出来ないが、プラットフォーム P はどちらかの権利者と契約を結べば部分的に利益を得ることが出来る。この立場の非対称性を Shapley 値で表現したものが図3である。補完性が最も高い時は権利者とプラットフォームの3者全員が集まらなければ全く利益を

といえる。ただしここでは実際の限界費用が0であるため売り手に利益が発生する。

得ることが出来ないため立場の非対称性は存在しないが、逆に補完性が最も低い時はプラットフォームにとってどちらか一方の権利者が完全に不要であるためプラットフォームの立場が最も強くなる。従ってプラットフォームPがボトルネック的立場に居ることにより得られる利益は、補完性が低いほど大きくなる。

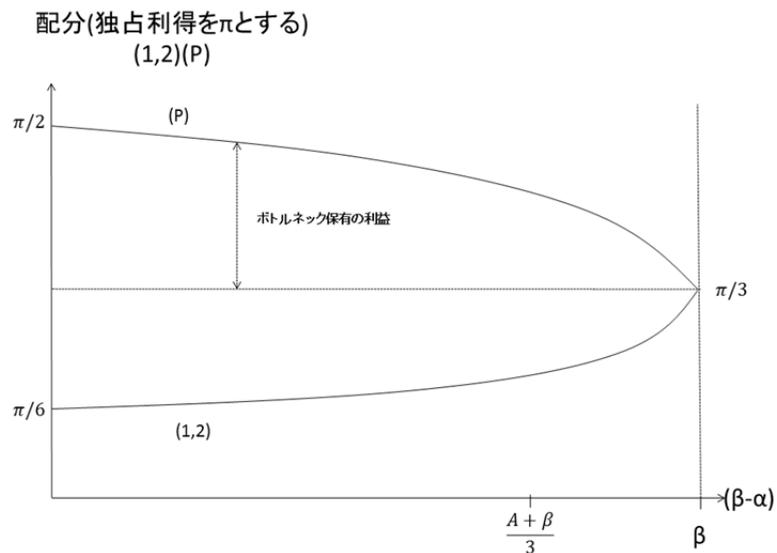


図 3:同一プラットフォーム内の補完性と配分(同質的著作権)

2.2. 複占プラットフォーム・同質的著作権のケース

ここではプラットフォームPに加えプラットフォームQが市場へ参入した場合を考える。第1ステージで権利者1,2の順に自身が著作権を預けるプラットフォームを選択する。仮に同じプラットフォームを選択した場合前節と同様の結果になる。

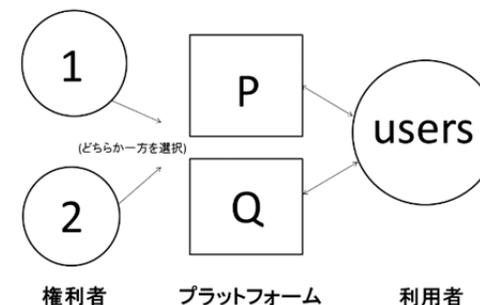


図 4:複占プラットフォームのゲーム

二面性市場の分析はRochet and Tirole(2003),Armstrong(2006)等によってなされてきた。このモデルのように片方は1つのプラットフォームと契約する必要があるが、もう片方はいくつのプラットフォームとも契約を結んでよい状況はsingle-homing multi-homeと分類される。本稿のモチベーションはこれらの先行研究と異なるためネットワーク外部性を明示的に扱ってはいないが、扱う市場構造は同様である。

命題2

第1ステージで各権利者が異なるプラットフォームを選択した場合、第2ステージに置いて各プラットフォームが最適化問題を解いてそれぞれ価格 $\frac{A+\beta}{3}$ を設定出来るケースと、補完性が低く前節の制約条件が効き $\beta - \alpha$ の価格を設定するケースに分かれる。この時の利得はそれぞれ $\frac{1}{A} \left(\frac{A+\beta}{3}\right)^2$, $(\beta - \alpha) \left(\frac{A-\beta+2\alpha}{A}\right)$ となり、Shapley値の定義から権利者とプラットフォームで均等に配分される。

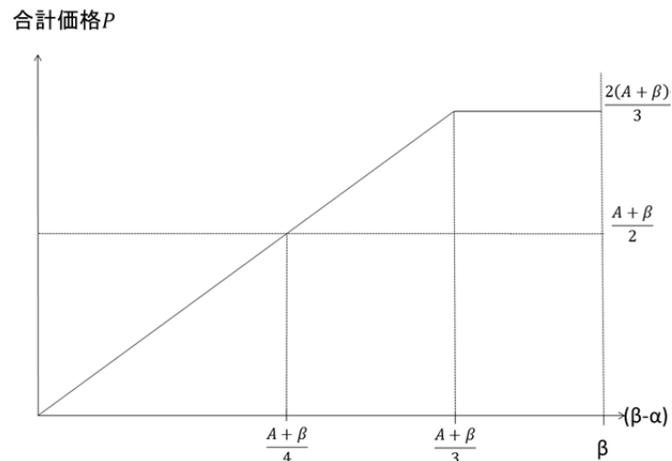


図 5:補完性と合計価格の関係(同質的著作権)

配分(独占利得を π とする)
(1,2)(P,Q)

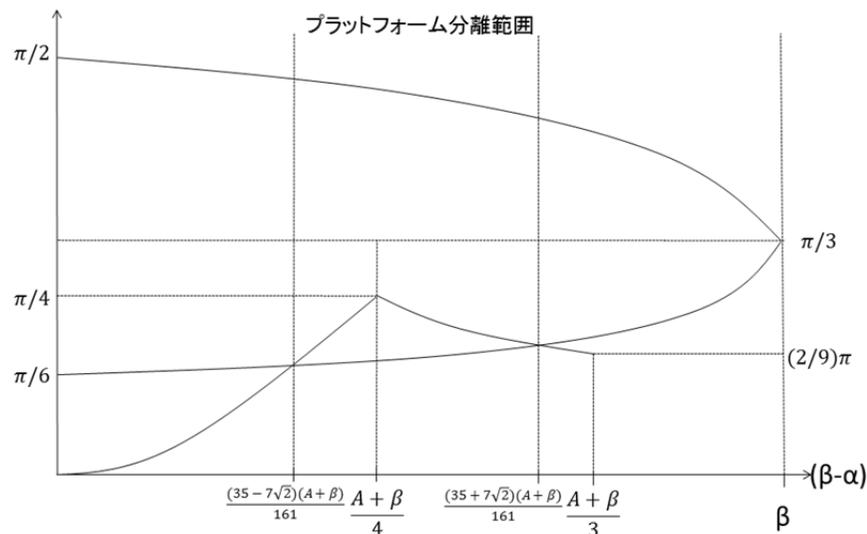


図 6:均衡でのプラットフォーム選択(同質的著作権)

補完性が高い範囲においてアンチコモンスが発生することがわかる。また権利者2が権利者1と異なるプラットフォームを選択し利得を引き上げる事が出来るのは補完性が中間的な時、すなわち独占価格と合計価格の乖離が小さい時である。

系1

著作権が同質的な場合、補完性 z が $\frac{(35-7\sqrt{2})(A+\beta)}{161}$ から $\frac{(35+7\sqrt{2})(A+\beta)}{161}$ の範囲で均衡においてプラットフォームが分離される。

2.3. 独占プラットフォーム・異質的著作権のケース

次に各権利者が保有する著作権の質が異なる場合を考える。ここでは権利者1と権利者2が保有する著作権から利用者が得られる価値をそれぞれ

$$V_1(1) = \alpha, V_2(1) = \gamma$$

とする。簡単化のために $\alpha > \gamma = 0$ とする。また $V(2) = \beta$ であることは変わらないとする。ここで市場のプラットフォームはPのみであるため、ベンチマークケースと同様に第1ステージでは権利者に選択の余地は無い。

命題3

この時の均衡価格は同質的著作権の場合と同様 $P = \frac{A+\beta}{2}$ であり、利得は $\frac{1}{A} \left(\frac{A+\beta}{2}\right)^2$ である。また配分に関しては権利者1とプラットフォームP(1,P)と権利者2(2)について $\frac{1}{3A} \left(\frac{A+\beta}{2}\right)^2 + \frac{1}{6A} \left(\frac{A+\alpha}{2}\right)^2, \frac{1}{3A} \left(\frac{A+\beta}{2}\right)^2 - \frac{1}{3A} \left(\frac{A+\alpha}{2}\right)^2$ となる。

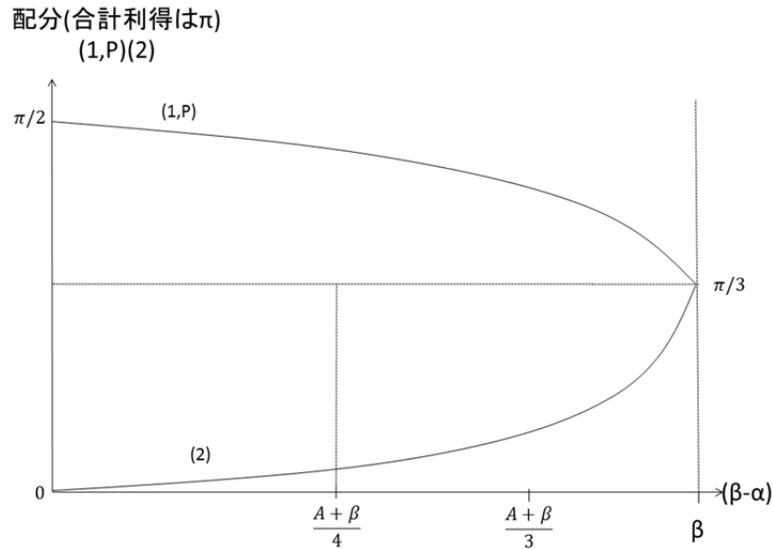


図 7:同一プラットフォーム内の補完性と配分(異質的著作権)

2.4. 複占プラットフォーム・異質的著作権のケース

最後に前節と同様の仮定を維持したままプラットフォームQが参入した場合を考える。第1ステージで同じプラットフォームを選択した場合は前節と同様の結果となる。権利者2が権利者1と異なるプラットフォームを選択する時、権利者2の著作権を預けられた側のプラットフォームが最適化問題を解けるか否かで結果が異なる。一方権利者1の著作権を預けられたプラットフォームの制約条件が効くことはない。

命題4

権利者2が最適化問題を解けると、同質的著作権の場合と同様各プラットフォームはそれぞれ価格 $\frac{A+\beta}{3}$ を設定し、利得もそれぞれ $\frac{1}{A}\left(\frac{A+\beta}{3}\right)^2$ となり、各々の利得はその権利者とプラットフォームで均等配分される。そうでない場合は権利者2の著作権を持つ

プラットフォームが価格 $\beta - \alpha$ 、いま一方が $\frac{A+\alpha}{2}$ を設定する。利得はそれぞれ $\frac{1}{2A}(\beta - \alpha)(A + \alpha)$ 、 $\frac{1}{A}\left(\frac{A+\alpha}{2}\right)^2$ であり各々の利得はその権利者とプラットフォームで均等配分される。

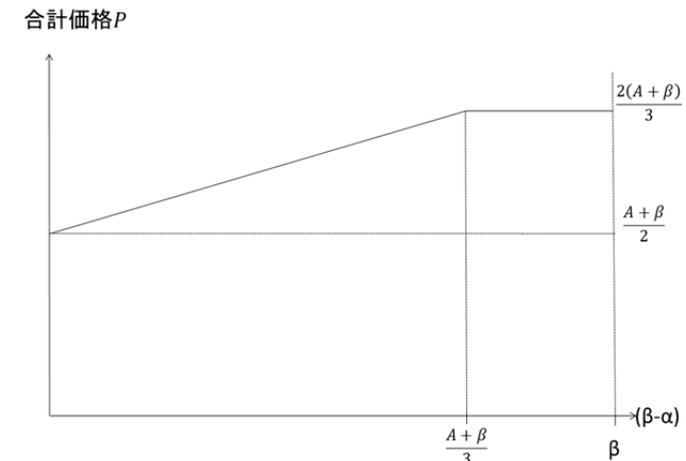


図 8:補完性と合計価格の関係(異質的著作権)

命題4の前半の場合について、単独で生み出せる価値が異なるにも関わらず権利者2が権利者1と同じ利得を得ていることからfree-rider-effectが見てとれる。ここで均衡における補完性に応じた市場での合計価格をみると、著作権が同質的な場合と異なり、プラットフォームが分離すると必ず独占価格を超える合計価格が設定されることが分かる。これは権利者1が持つ著作権には利用者から契約されなくなる恐れが存在せず、必ず最適化問題を解くことが出来るからである。現実におけるJASRACの立場を想起されたい。補完性が高い時は同質的な場合と同様にアンチコモنزが発生し、補完性が低い時は権利者1の著作権価格に権利者2の著作権の価値貢献分を”上乗せ”する形でアンチコモنزが発生する。また補完性の全領域で独占価格を上回ると

いう結論と前節までの議論から以下が成立する.

系2

著作権が同質か異質かによらず,プラットフォームが分離すると権利者・管理団体が得ることの出来る合計利得は必ず減少する.著作権が異質的な場合,更に利用者が得ることの出来る合計便益も必ず減少する.この場合 $P - V(2)$ が必ず上昇することから,著作権の取引量は必ず減少する.

権利者・管理団体の利得に関しては最適化問題が $\frac{\partial^2 PD(P)}{\partial P^2} = -\frac{2}{A} < 0$ となる事から,

利用者の便益に関しては

$$\frac{A+\beta}{2} \leq p_i + p_j \leftrightarrow \int_{\frac{A+\beta}{2}-V(2)}^A \theta + V(2)d\theta - \frac{A+\beta}{2} \geq \int_{p_i+p_j-V(2)}^A \theta + V(2)d\theta -$$

$(p_i + p_j)$ となる事からそれぞれ自明である.

系3

著作権が同質か異質かによらず,自ら分離を選択した権利者2の利得は上昇する.

また図9のように均衡で権利者2がプラットフォームを分離させるインセンティブを持つ範囲は,同質的な著作権の場合と比べ拡大していることが分かる.

系4

著作権が異質的な場合,補完性 α が $\frac{(3-\sqrt{3})(A+\beta)}{3}$ の範囲でプラットフォームは分離する.

配分(独占利得を π とする)
(1,2)(P,Q)

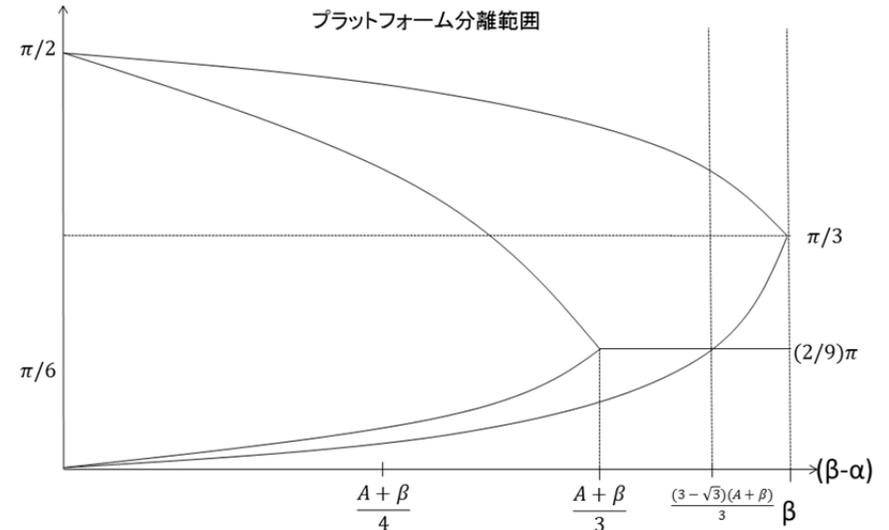


図 9:均衡でのプラットフォーム選択(異質的著作権)

2.5. 非対称性が解消される時の市場価格・管理団体利益の変化

ここでプラットフォーム分離後,2つの著作権が異質的な状況から同質的な状況へ連続的に変化する時の効果を検討する.現実に音楽著作権市場で起きていることは主にエイベックスなどが持つ楽曲権利がJASRACから別の管理団体へ移転される事によるJASRAC非管理楽曲の増加である.この権利移転は α の低下と γ の上昇が同時に起きていると見做す事ができよう.しかし前述した通り権利者2が単独で生み出せる価値 γ と補完性 α は概念上異なるものである.つまり権利移転による,JASRACが単独で生み出せる価値の減少と新規管理団体が単独で生み出せる価値の増加は,同じ権利が移転されたにも関わらず1対1で対応するものではない.しかし権利移転の効果 γ の上昇と α の低下に分解して検討することにより,有用なインプリケーションを得ることができる.なお $\gamma = 0$ で権利者2の著作権を預けられたプラットフォーム

が最適化問題を解けるほど補完的ならば、権利移転による価格・管理団体の利益への影響は全く存在しない。従ってこのプラットフォームに関しては制約が効いているとする。

まず γ について θ から α へ連続的に変化する場合、各々の著作権に付く価格は $\beta - \alpha, \frac{A+\alpha}{2}$ のままである。補完性 $\beta - \alpha$ が変化しないことは、権利者2の著作権に付けられる価格が変化しないことと同値だからである。ただし γ が充分大きくなると権利者1の著作権を持つプラットフォームについて

$$\frac{A+\alpha}{2} + (\beta - \alpha) - \beta \leq (\beta - \alpha) - \gamma \leftrightarrow p_1 \leq \beta - \gamma \quad (4)$$

の制約が効く可能性がある。この時どちらのプラットフォームも最適化問題を解くことができず合計価格は $(\beta - \gamma) + (\beta - \alpha)$ となり、 γ の上昇と共に価格は低下する。JASRACにとって競争相手の力が充分にあるため価格を抑えなければ自身が契約を結べなくなる様な状況だと言える。つまり利用者にとって各プラットフォームは代替的であり、競争効果が働いて価格が下落している。この時権利者1と契約したプラットフォームは限界費用が異なるベルトラン競争のように $\alpha - \gamma$ の差分だけ相手より高い価格を付けられる。

次に α について α から θ への連続的な変化を見ると、合計価格 $\frac{A+2\beta-\alpha}{2}$ は α の低下と共に上昇する。 α が充分小さくなると権利者2と契約したプラットフォームについても最適化問題を解くことが出来る様になり合計価格は $\frac{2(A+\beta)}{3}$ となる。

さて $\gamma < \alpha$ の範囲で γ の上昇と α の低下が同時に起きる場合を考える。⁶この時の合計価格変化については権利者1の著作権に制約が効くか否かで2通りに分けられる。制約が効かなければ α 低下による価格上昇の効果だけが存在する。制約が効けば初期に α 低下による価格上昇が生じた後、 $\beta - \gamma$ が下がる価格減少効果と $\beta - \alpha$ が上がる価格上昇効果の2つに依存して合計価格が変化する。

ここで管理団体全体の利益変化を考えると、制約が効かない場合当初に置いて独

占価格を上回る価格設定がなされていた為に価格上昇によって利益は必ず減少する。また制約が効いた場合、仮に価格が低下すれば独占価格水準までは利益は上昇し、それ以降は減少する。ただし権利者2とその権利を預けられたプラットフォームについては、利得 $\frac{1}{2A}(\beta - \alpha)(A + \alpha)$ を α について解くと $\alpha \leq \beta$ の範囲に置いて α について減少であり、また相手プラットフォームの付ける価格についても減少であるため、制約が効くか否かに関わらず彼らの利得は上昇する。

纏めるとシェアの移動によって1.価格の上昇2.取引量の減少3.管理団体全体の利益の減少4.新規管理団体の利益の上昇が見られる。JASRACのようなプラットフォームから著作権が移転し、アウトサイダーの規模が拡大することによっても価格は上昇するのである。ただし権利者1の著作権を持つプラットフォームの制約が効くほど代替的ならば⁷1,2,3について途中からその限りでなくなる。仮に価格が下落すれば全て正反対の結果となる。

3. 実証分析

続いて前章の理論モデルから導出された結論の検証を行う。音楽著作権市場の取引は、制度の面では法定利用行為(支分権)の限定列挙主義、財の性質の面では同一の音源が複数の媒体で利用されるマルチユース性(総務省(2013))という2つの特徴を持つ。これにより各楽曲の権利取引は支分権単位に市場が分割されている。例えば同じ楽曲であってもCD制作には複製権(管理団体の分類では録音権)、楽曲が利用された映画DVDのレンタルではクラシカルオーサーとして頒布権(管理団体の分類では貸与権)を行使して使用料を徴収する。

現在音楽著作権市場には3社の主要な管理団体(JASRAC、イーライセンス、ジャパントリックリアランス)が存在する。著作権等管理事業法により権利者は権利の預け先の支分権毎の部分選択が可能になった。つまり同一楽曲であっても支分権によって預け先の管理団体が異なる場合がある。理論モデルで扱った権利取引市場は、実際に

⁶ 前述のように γ と α が変化する速度の比率は不明である。

⁷ JASRACが自由に最適価格を設定すると利用者から契約されなくなる状況に至った場合と言える。

は支分権の数だけ存在する。数十の支分権市場では管理団体の権利の保有分布がそれぞれ異なり、JASRACが事実上独占している市場とある程度新規管理団体の参入が進んでいる市場がある。よって支分権をユニットとしたパネルデータを用いた固定効果推定により競争効果を検討する。

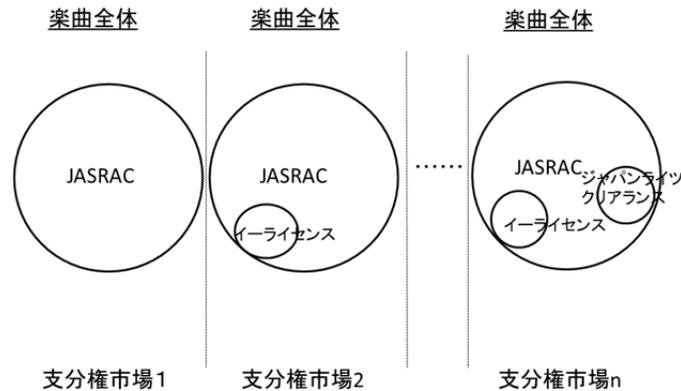


図 10:支分権市場の概念図

使用するデータは著作権使用料について著作権等管理事業報告書(2003-2013)⁸、JASRACプレスリリース(2000-2014)、著作権白書(2005)、一般社団法人コンサートプロモーターズ協会HP、各支分権を利用する市場の規模について日本レコード協会「日本のレコード産業」(2000-2014)、デジタルコンテンツ白書(2000-2015)、カラオケ白書(2000-2014)、一般社団法人日本映像ソフト協会HP、一般社団法人コンサートプロモーターズ協会HP、である。これらは年次データであり単位は全て円である。また回帰分析を行う全期間に置いて消費税は5%である。

分析単位となる具体的な支分権の種類と、分析に用いる変数の基本統計量は表1、表

⁸ 文化庁に対する行政文章開示請求により平成27年7月10日に取得したものであり、平成20年度(西暦2008年)分について欠損している。

2のようである。変数はrevenue:著作権使用料徴収額,profit:管理手数料徴収額,hhi:ハーフィンダール指数,hhi2:ハーフィンダール指数の2乗,market:支分権を利用する各最終財の市場規模を表す。全て各年の各支分権における値であるが、管理団体別の推計でのみrevenue,profitは各年の各支分権のさらに各管理団体における値である。理論モデルとの関係については各支分権のrevenueが権利者・プラットフォーム全体の収入合計(利用者の支払い額合計),profitがプラットフォームへの配分にそれぞれ対応し,marketで取引量をコントロールする。またprofitについてはJASRACへの配分に関してはPへの配分,非JASRACへの配分に関してはQへの配分にそれぞれ対応する。

上演 (演奏権等)	演奏会等 (演奏権等)	社交場 (演奏権等)	カラオケ (演奏権等)	ビデオ上映 (演奏権等)	放送等 (利用形態)	映画録音 (録音権等)
録音テープ (録音権等)	コマーシャル送信録音 (録音権等)	オーディオ録音 (録音権等)	外国入金演奏 (録音権等)	放送用録音 (録音権等)	外国入金録音 (録音権等)	貸しレコード (貸与権)
映画上映	出版等 (出版権等)	オルゴール	ビデオグラム	有線放送等 (利用形態)	業務用通信カラオケ (利用形態)	BGM (演奏権等)
貸しビデオ (貸与権)	インタラクティブ配信 (利用形態)	CDグラフィックス等	カラオケ用ICメモリーカード	その他	ゲーム録音 (録音権等)	

表 1:支分権市場の種類

	Obs.	Mean	Std. Dev.	Min	Max
revenue	301	5810667296	8095072968	840	37749723915
profit	145	730507813.5	807233220.8	661160	3070576050
hhi	334	0.992516607	0.02349455	0.869247454	1
market	175	599971560000	992577795380	905000000	3812200000000

表 2:基本統計量

回帰モデルは

$$\begin{aligned} \ln revenue_{it}, \text{ or, } \ln profit_{it} &= \beta_0 + \mu_i + year_t \\ &+ \beta_1 \ln market_{it} + \beta_2 hhi_{it} + \beta_3 hhi2_{it} \\ &+ u_{it} \end{aligned} \tag{5}$$

と書く。ただし*i*は支分権⁹,*t*は年次を表す。またμ_{*i*}は固定効果,year_{*t*}は年次ダミー,u_{*it*}

⁹ インタラクティブ市場に関しては、着メロ等の携帯端末の市場から、PC・スマートフォンでの音楽配信へと徴収する市場が変遷してきているため、2008年(JASRACの徴収分野に「動画等ス

は誤差項である。また管理団体別の推計の場合は左辺が $\ln \text{revenue}_{ijt}$, or, $\ln \text{profit}_{ijt}$, ($j = (\text{JASRAC}, \text{elicense}, \text{jrc})$) と各管理団体別の値となる。推計結果は以下のようである。

lnrevenue(被説明変数)	管理団体別				支分種別	
	OLS		FE		FE	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
lnmarket	.2396529*** (0.004)	.2508602*** (0.004)	.8811326*** (0.000)	.9966125*** (0.000)	1.031739*** (0.000)	1.18371*** (0.000)
hhi	-35.81786*** (0.000)	-39.45216*** (0.000)	-11.78771*** (0.000)	-7.673472*** (0.001)	-3.320614** (0.024)	-0.5936551 (0.676)
hhi2						
year dummy		YES		YES		YES
elicense	-5.509645*** (0.000)	-5.501728*** (0.000)				
jrc	-4.06552*** (0.000)	-4.165599*** (0.000)				
constant	50.65624*** (0.000)	54.60455*** (0.000)	9.009284*** (0.005)	2.068773 (0.586)	-2.081835 (0.321)	-8.771641*** (0.000)
Adj R-squared	0.5270	0.5096	0.2043	0.3155	0.5296	0.6548
Obs.	222	222	222	222	156	156
lnprofit(被説明変数)	全体利益			アウトサイダーの利益		
	FE					
	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
lnmarket	0.0492797 (0.764)	0.0513615 (0.785)	0.1852701 (0.721)	-0.1847041 (0.684)	-0.1257449 (0.837)	-0.1023349 (0.855)
hhi	3.533836* (0.052)	5.074131** (0.016)	-18.86575*** (0.001)	583.6356*** (0.000)	3.456952 (0.722)	507.3155*** (0.004)
hhi2				-321.9652*** (0.000)		-278.4192*** (0.004)
year dummy		YES			YES	YES
elicense						
jrc						
constant	14.80547*** (0.000)	13.23202*** (0.002)	28.47721 (0.011)	-243.1742*** (0.000)	14.77415 (0.244)	-212.0376*** (0.008)
Adj R-squared	0.1063	0.1892	0.2681	0.4714	0.5018	0.5878
Obs.	83	83	66	66	66	66

0内は0値、*3つが1%、2つが5%、1つが10%の有意水準を表す。

表 3:推計結果

HHIと著作権使用料徴収額は逆向きに関係している事が分かる。独占状態から乖離するだけ利用者のコストが上昇していると言える。一方管理団体全体の管理手数料

「トリーム」の項目が出来た時点)を境に市場を分けて分析している。

徴収額はHHIの低下に従って減少している。新規管理団体だけに限定してみると、当然ながらHHIの低下に従って管理手数料徴収額は増加している。

またここで比較的長期の系列が取れる録音権について見ると、1994年から2006年辺りにかけては取引額の約6%程を著作権使用料として徴収していたが、それ以降の約10年にかけては2%ほど徴収割合が上昇していることが分かる。

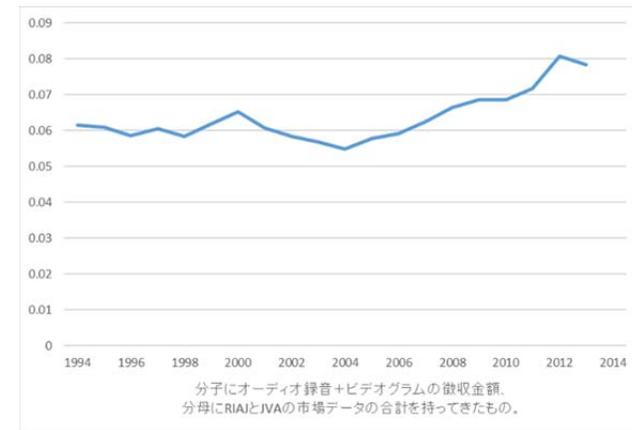


図 11:録音権著作権料率の推移

4. ディスカッション

分析結果において最も重要な点はアンチコモングスが確認されたことである。音楽著作権市場ではJASRACの完全独占状態からの価格上昇が生じた。仮にJASRACが従前に利益最大化行動を採り独占価格を付けていた場合、この現象は規範的(厚生的)にも望ましくないといえる。またHHIの低下によって管理団体全体の利益に関しては減少し、新規管理団体に限ってみると増加することも示された。これも理論と整合的な結果である。

ここで「専門部会」が意図した著作権等管理事業法の3つの効果に立ち帰って整理すると、同法は公正な管理団体間の競争の実現と、それによる管理団体の独占力低下・著作権使用料の価格低下を目指したものだといえよう。上述のように本稿の結

果では管理団体の利ざやは減少したが、著作権使用料は上昇した。競争導入は需要者が選ぶことのできる代替的な選択肢を増やし、需要者が供給者に対し相対的に有利な立場になることによって市場価格の下落を実現させる。しかし音楽著作権のように補完性が存在する場合は需要者の選択肢が増えるのではなく単に契約しなければならぬ相手が増えるだけになりうる。競争導入によってCDC設立や長年に渡る審議などのコストに見合うベネフィットが回収できたかを検討する必要がある。

ところでJASRACの放送権市場での包括契約・包括徴収が独禁法違反だとする最高裁判決(安藤(2012),泉(2014))が平成27年4月28日に下った。仮に現行の包括(ブランクット)方式をやめ、曲別徴収(independent licensing)のような競争方式にしてもアンチコモنزが解決するわけではない。冒頭で述べたように、アンチコモنزは同時消費する財に複数の権利者が存在する場合に自己保有分以外の需要減少を考慮せず各々が高価格を設定する問題である。全ての楽曲権利を同時利用する需要が大きい限り少なくとも理論的にはこの問題は解決しない。

今後、非JASRAC管理楽曲は増加する見通しである。¹⁰2015年4月からジャパンライツクリアランスが放送権市場に参入した。またエイベックスがイーライセンスを完全子会社化し、更にイーライセンスとジャパンライツクリアランスは合併を決定した。エイベックスはJASRACに預けている約10万曲の楽曲権利を合併後の新規株式会社Nextone(ネクストーン)に移動させる方針である。

5. サマリー

本稿のリミテーションについて言及する。まず理論的な分析について、契約が拘束的であるという強い仮定を用いた。より交渉がフレキシブルに可能となった時に同様の結論が維持されるかを検討する必要がある。また同様にプレイヤー数についての一般化、新たな著作権が逐次的に生み出される状況なども分析する必要がある。

また実証分析における分析方法の限界として、非実験的データの宿命であるが参

入市場の内生性の問題がある。新規管理団体が著作権使用料の徴収額の増加が見込める支分権市場に参入した可能性は排除できない。不十分な反駁としては、新規管理団体が楽曲の使用量がある程度正確に把握できる市場にしか参入することが出来ず¹¹選択の余地が無かったことと、参入した市場の規模に関しては拡大している場合も縮小している場合もあるということである。次に楽曲間の補完性のみの分析を行い、支分権間の補完性を考慮していない点である。それらに無視できないほどの補完性が存在する場合は既に複数の支分権を跨ぐ利用形態別の徴収を行っていると解釈した。最後にアーティストから音楽出版社に著作権が移転するまでの供給構造全体の流れには変化がないと仮定した。次に分析範囲の限界として、著作権の自己管理割合の変化を見ていない。また管理団体のコスト変化、そして著作権使用料収入からそれらを差し引いた権利者利益を見ることが出来なかった。

最後に本稿の仮説と異なる現象の説明として最も有力なものは、複数管理団体の管理コストの重複による供給量減少・価格上昇が考えられる。これらを考慮したより精緻な分析は今後の課題である。

参考文献

- Aoki, R. and Nagaoka, S., 2005., "Coalition Formation for a Consortium Standard Through a Standard Body and a Patent Pool: Theory and Evidence from MPEG2, DVD and 3G." IIR Working Paper 05-01, Institute of Innovation Research, Hitotsubashi University.
- Armstrong, M., 2007., "Competition in Two-Sided Markets." The RAND Journal of Economics, Vol. 37, No. 3 (Autumn, 2006), pp. 668-691.
- Cournot, A., 1838., "Researches into the mathematical principles of the theory of wealth." New York: Macmillan, 1838, 1897.
- Heller, M. A. and R. S. Eisenberg., 1998., "Can Patents Deter Innovations? The Anticommons in Biomedical Research." Science 280: 698-701.

¹⁰ 朝日新聞デジタル(2015年2月14日) "放送分野の楽曲使用料徴収、JRCが4月から参入へ"。

¹¹ ITメディアニュース(2008年5月12日) "JASRAC独占なぜ崩れないのか"。

Lerner,J. and Tirole,J., 2004., "Efficient Patent Pools." The American Economic Review, Vol.94, No.3, 691-711.

Parisi,F., and Depoorter,B., 2003., "The Market for Intellectual Property: The Case of Complementary Oligopoly." George Mason Law & Economics Research Paper No. 02-19.

Rochet,J.C., and Tirole,J., 2003., "Platform Competition In Two-Sided Markets." Journal of the European Economic Association, Volume 1, Issue4, pages 990-1029, June 2003.

Shapiro,C., 2001., "Navigating the Patent Thicket:Cross Licenses,Patent Pools,and Standard Setting." The MIT Press.

安藤和宏, 2012., "JASRAC の放送包括ライセンスをめぐる独禁法上の問題点" 知的財産法政策学研究Vol.39(2012).

安藤和宏, 2011a., "よくわかる音楽著作権ビジネス基礎編4th Edition" リットーミュージック.

安藤和宏, 2011b., "よくわかる音楽著作権ビジネス実践編4th Edition" リットーミュージック.

泉克幸, 2014., "音楽著作権の管理事業と競争政策 JASRAC私的独占事件を契機として" Law & Technology No. 65, 民事法研究会.

川瀬真, 2014., "著作権の集中管理制度の課題と今後のあり方について" コピライトNo.636, Vol.54.

経済産業省, 2009., "音楽産業のビジネスモデル研究会報告書".

作花文雄[編], 2010., "詳解著作権法[第4版]" 株式会社ぎょうせい.

総務省, 2013., "メディア・ソフトの制作及び流通の実態に関する調査研究".

田中豊[編], 2010., "判例でみる音楽著作権訴訟の論点60講" 日本評論社.

棚橋祐治[編], 2015., "コンテンツビジネスと著作権法の実務" 三協法規出版.

著作権情報センター附属著作権研究所, 2005., "著作権白書: 著作権産業の側面からみて. 第2集, 第2巻" 著作権情報センター.

著作権法と独禁法委員会[編], 2006., "著作権法と独占禁止法に関する調査研究" 著作権研究所研究叢書no.15.

紋谷暢男[編], 2009., "JASRAC概論 音楽著作権の法と管理" 日本評論社.

アペンディクス

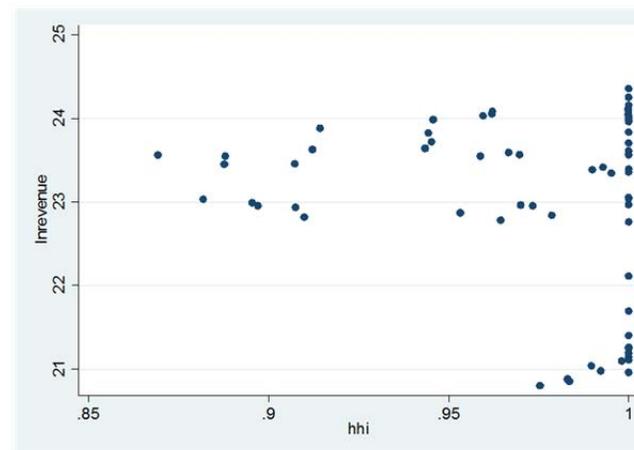


図 12:徴収額の対数値とHHIの散布図

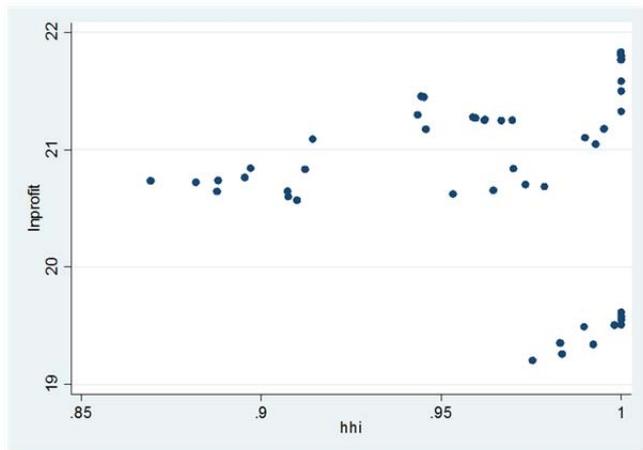


図 13:管理団体への配分の対数値とHHIの散布図

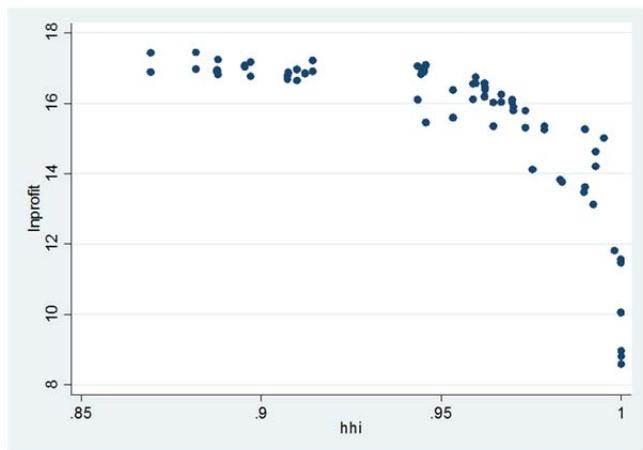


図 14:新規管理団体への配分の対数値とHHIの散布図